



土地・家屋の評価額などの 縦覧のお知らせ

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

次の期間で、令和7年度の固定資産縦覧帳簿を確認することができます。これは、納税者の皆さんが自己の所有する土地・家屋の評価額を、縦覧帳簿に記載されている他の土地・家屋と比較できる制度です。

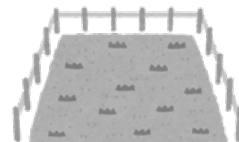
なお、自己の所有する固定資産の課税明細は、5月9日(金)に発送予定の固定資産税納税通知書と課税明細書で確認できます。

縦覧期間 4月1日(火)～6月2日(月) (土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所 税務課または各支所市民生活係

縦覧できるもの ①土地価格等縦覧帳簿 (所在地、地番、地目、地積、評価額)
②家屋価格等縦覧帳簿 (所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額)

縦覧できる人 ①固定資産税 (土地・家屋) の納税者本人、またはその同居の家族
②納税者の同意書または委任状を持参する人
③納税管理人
④法人の場合は代表者またはその委任を受けた人
⑤法定代理人



必要なもの マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証などの本人確認書類

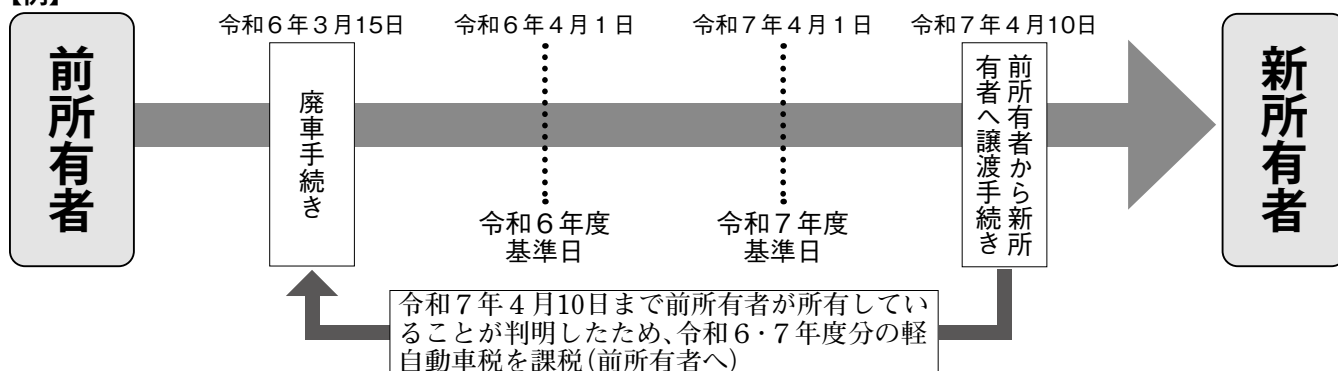
軽自動車税種別割は、4月1日に車両を所有している人に課税されます

軽自動車を「廃棄した」「譲った・譲られた」「購入した」「買い替えた」など変更があった場合は、早めに必要な手続きを行ってください。

なお、公道を走行していない、保管しているだけで運転していない、廃車予定ではあるがまだ持っているなどの状態でも**所有している限り廃車の手続きはできません。**

また、廃車の申告をした後、引き続き所有していることが判明した場合はさかのぼって課税を行います。

【例】



軽自動車税種別割を口座振替で納付した人の納税証明書

収納課収納係 ☎0824-73-1511

令和5年1月から軽自動車税納付確認システム「軽JNK S」が導入され、継続検査(車検)時に納税証明書の提示が原則不要となりました。これに伴い、令和7年度以降に口座振替を利用した人への納税証明書の送付は廃止します。ただし、2輪の小型自動車(総排気量250cc超)は令和7年4月からの対象となるため、経過措置として従来通り6月に送付します。